

宇治市文化会館指定管理者募集要項等に関する質問と回答

番号	ページ	タイトル	質問の趣旨	回答
1	募集要項 P 7	8. 申請に関する事項 (4) 申請書等の提出 ⑤申請書類 (ケ) 住民税(都道府県民 税及び市町村民税)、法人 税、消費税及び地方消費 税の納税証明書	本社所在地では市府民税がないため、本 社所在地の属する都道府県の法人住民税 の納税証明書(直近1年分)の提出でよい か。	a. 所在地(納税地)を所管する自治体及び税務署に おいて請求し、本社所在地の都道府県の納税証明書を 提出してください。
2	募集要項 P 7	8. 申請に関する事項 (4) 申請書等の提出 ⑥申請書等の取扱い	指定管理者に選定されなかった場合も、 提出した書類は公開の対象になるのか。 公開に当たって、団体に公開内容を事前 に問い合わせることなく全面公開又は一 部公開となるのか。	申請書類については公文書となるため、情報公開請求 の対象となりますが、申請書類の全部又は一部を市が 公表する場合は、申請者と協議のうえ、公表内容を決 定することとします。
3	募集要項 P 8	8. 申請に関する事項 (4) 申請書等の提出 ⑧接触の禁止	接触を避けるため、選定委員を公開する か、もしくは属性を教示いただきたい。	すべて外部委員で、大学教授2名、税理士、社会保険 労務士による4名で構成されています。

番号	ページ	タイトル	質問の趣旨	回答
4	募集要項 P10	9. 選定に関する事項 (2) 審査の基準及び配点 (3) 評価項目 (予定)	選定基準 (B) 施設の設置目的達成に向けた管理のうち、「地元団体との連携や市内事業者の育成 (g)」とあるが、特に市内事業者の育成について、具体的事例を提示してほしい。また、市内事業者の属性を示してほしい。	次世代を見据えた地域文化を支える人材育成や文化芸術を受け入れる地域の土壌づくりへの貢献、市内業者への発注等、地域経済の活性化などを目的に提案を求めるものです。
5	募集要項 P10	9. 選定に関する事項 (2) 審査の基準及び配点 (3) 評価項目 (予定)	選定基準 (C) の評価項目には「自主事業に関する考え方及び事業案」と明記されているが、仕様書において指定管理業務として必須とされている「文化芸術振興に関する業務 (鑑賞事業、参加創造事業、普及啓発事業、使用料助成事業)」について、評価表上の位置付けが明示されていない。これらの文化芸術振興事業に関する提案は、どの評価項目・事業計画書記載項目において評価されるのか教示してほしい。	選定基準 (C) 利用者に対するサービス水準の確保、評価項目「利用促進及び利用者数増加に関する考え方」に該当します。
6	仕様書 P 3	I 基本的事項 10. 危機管理対応 (3) 避難所開設等への協力	避難所開設等にかかる費用負担と災害備蓄品等の配備費用は、市の負担か。	避難所には市職員を配置し、災害備蓄品は市が配備します。避難所開設に伴う業務の変更、中止、延期及び光熱水費等については、協議事項となります。

番号	ページ	タイトル	質問の趣旨	回答
7	仕様書 P11	I 基本的事項 20. 指定終了後における措置等 (2) 業務の引継ぎ	引き継ぐリースがあったら教示してほしい。	現指定管理者が指定管理料により設置した備品等については、原則として現指定管理者の責任と費用で撤去・撤収することになりますが、状況に応じて市との協議により引き継ぐ場合があります。
8	仕様書 P13	II 管理運営業務 1. 文化芸術振興に関する業務	文化芸術振興事業にかかる施設使用料は免除か。	お見込みのとおりです。
9	仕様書 P13	II 管理運営業務 1. 文化芸術振興に関する業務 1) 鑑賞事業	鑑賞事業について、対象やジャンルの偏りに留意して毎月開催することとあるが、指定管理者が企画する鑑賞事業を毎月1事業以上、年間12事業以上実施することを必須とする趣旨か。また、共催事業（市主催含む）等を「毎月開催」の事業数に含めることができるか。	共催事業を含み、毎月開催となります。

番号	ページ	タイトル	質問の趣旨	回答
10	仕様書 P13	Ⅱ管理運営業務 1. 文化芸術振興に関する業務 1) 鑑賞事業	鑑賞事業について「令和8年度中、前指定管理者により実施が決定した鑑賞事業がある場合、引き継ぎにおいて着実に実施できるよう努めること」とある。現時点で令和9年度以降に実施が予定又は契約されている事業がある場合、事業名、開催予定日、契約状況、事業費、その他次期指定管理者が引き継ぐこととなる事項を教示してほしい。	現時点では、令和9年度の事業計画書が提出されていませんので、把握しておりません。
11	仕様書 P13	Ⅱ管理運営業務 1. 文化芸術振興に関する業務 2) 参加創造事業	文化会館大・小ホール等を活用し、市民等が参加できる舞台芸術公演等を実施すること。1年度あたり(3)を含む2事業以上実施することとあるが、(1)～(3)を2事業の中に収める必要があるか。他団体(市主催事業含む)との共催事業をこの中に含めることは可能か。	(1)～(3)の3事業のうち、必ず(3)を含めた2事業以上を実施してください。共催事業を含むことは可能です。
12	仕様書 P13	Ⅱ管理運営業務 1. 文化芸術振興に関する業務 2) 参加創造事業	「源氏物語朗読劇講座」について、過去10年間における、事業実施内容の詳細及び収入支出の実績を教示してほしい。	事業の収入支出実績は把握していませんが、事業実施内容については、市のホームページの宇治市議会（産業・人権環境常任委員会会議日程）各年度の「宇治市文化会館の指定管理者事業報告について」をご覧ください。

番号	ページ	タイトル	質問の趣旨	回答
1 3	仕様書 P13	Ⅱ管理運営業務 1. 文化芸術振興に関する業務 2) 参加創造事業	「源氏物語朗読劇講座」の継続条件について事業計画及び収支計画を作成するため、可能な範囲で現在の実施回数、参加者数、参加料金、講師・スタッフ体制、会場、事業費、収入実績及び今後継続する上で引き継ぐべき条件等を教示してほしい。	毎年度8月から9月にかけて、小学3年生から高校3年生までを対象に団員を募集(定員20人)。参加費を徴収している年度もあります。9月から3月までの計20数回にわたり稽古を重ね、その成果を宇治市文化会館で開催する3月の定例公演(有料)で発表しています。朗読指導及び衣裳担当は全5～6人で、その内1人が脚本・演出を担当しています。
1 4	仕様書 P13	Ⅱ管理運営業務 1. 文化芸術振興に関する業務 3) 普及啓発事業	市が実施する文化芸術事業についても、指定管理者として独自に企画し実施することができる事業があれば提案することあるが、現在、市が実施している事業の中で「普及啓発事業」に該当する事業について具体的に示してほしい。	市の事業については、市の予算書・決算書にて、確認してください。市ホームページに掲載しています。
1 5	仕様書 P14	Ⅱ管理運営業務 1. 文化芸術振興に関する業務 4) 使用料助成事業	使用料助成事業について、現行の年間助成件数の上限があれば教えてほしい。併せて、対象団体及び過去3年間程度の実績を教示してほしい。また、当該助成にかかる経費は、指定管理料の対象となる事業費に含めて計上するとの理解でよいのか。	市内に所在地を置く、又は市内を活動拠点とする文化芸術団体を対象とし、R5年度は21団体、R6年度は17団体、R7年度は18団体に実施しました。指定管理料に含まれます。

番号	ページ	タイトル	質問の趣旨	回答
16	仕様書 P14	Ⅱ管理運営業務 1. 文化芸術振興に関する業務 4) 使用料助成事業	使用料助成金の過去実績は R7 年度 2,858 千円、R6 年度 2,487 千円、R5 年度 2,692 千円でよい。また、使用料助成の基準、選考方法について、現在のルールを教示してほしい。	別添資料「文化会館使用料助成事業実施状況」をご覧ください。基準等については、宇治市文化センターホームページをご覧ください。
17	仕様書 P15	Ⅱ管理運営業務 2. 施設の運営に関する業務 2) 施設の貸館に関する業務 (2) 中央公民館、中央図書館に属する施設の使用	「宇治市公民館条例」によると公民館の使用料は無料だが、文化会館として中央公民館施設を使用する場合も使用料は無料か。また、「宇治市図書館条例」及び「宇治市図書館規則」に、使用料に関する記載はないが、中央図書館の集会室を文化会館として利用する場合も、中央公民館と同様に無料か。	宇治市文化会館条例第6条別表に基づき、使用料を納付いただきます。中央図書館集会室も同様です。
18	仕様書 P15	Ⅱ管理運営業務 2. 施設の運営に関する業務 2) 施設の貸館に関する業務 (2) 中央公民館、中央図書館、に属する施設の使用	中央公民館及び中央図書館に属する施設については、一般利用者からの利用許可申請の手続きは各施設で実施し、文化会館がその手続きに関与することは一切ない（文化会館として使用する場合を除く）という理解でよい。	お見込みのとおりです。

番号	ページ	タイトル	質問の趣旨	回答
19	仕様書 P15	Ⅱ管理運営業務 2. 施設の運営に関する業務 2) 施設の貸館に関する業務 (4) 舞台操作等に関すること	利用料金に含まれる舞台操作の基準人員数を大・小ホール別に教示してほしい。	提案内容に関わるため、公表できません。
20	仕様書 P17	Ⅱ管理運営業 3. 施設等の管理に関する業務	委託されている業務に関して、その委託契約額を、各業務ごとに教示してほしい。	個々の契約額は把握しておりません。
21	仕様書 P20	Ⅱ管理運営業 3. 施設等の管理に関する業務 (2) 設備管理 ②夜間警備	夜間警備について、5年前の公募時の業務仕様書から時間帯が変更されているが、変更の経緯について教示してほしい。また、休館日の17-19時の時間帯に有人警備を実施している理由を教示してほしい。なお、施設の安全確保を前提として、夜間警備体制を指定管理者の提案によって変更することは可能か。	現指定管理者の勤務体制に基づき、協議のうえ、変更しました。施設や設備の安全を確保するため、休館日の17-19時の時間帯に有人警備を実施しています。夜間警備体制の変更等については、他の公共施設との整合等、施設の安全確保を前提に、事前に市と協議をお願いします。

番号	ページ	タイトル	質問の趣旨	回答
2 2	仕様書 P21	Ⅱ管理運営業 3. 施設等の管理に関する業務 (2) 設備管理 ③その他設備保守管理 図表7 冷暖房空調換気管理	文化会館は、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）に指定されているが、現地見学会当日は熱中症警戒アラートが発表されていたにもかかわらず、共有部であるエントランスロビーの空調が入っていないようだったが、その理由を教示してほしい。	クーリングシェルターは、熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）が発表された期間中に、あらかじめ公表された日時で開放されますが、現地見学会当日の8月7日において、熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）は発表されていませんでした。
2 3	仕様書 P23	Ⅱ管理運営業 3. 施設等の管理に関する業務 (2) 設備管理 ③その他設備保守管理 図表7 チケット販売システム保守管理	チケット販売システムは、市の所有か。また、その際のメンテナンス費用を開示願いたい。	市の所有ではありません。
2 4	仕様書 P23	Ⅱ管理運営業 3. 施設等の管理に関する業務 2) 設備管理 ③その他設備保守管理 図表7 チケット販売システム保守管理	チケット販売システムについて、指定管理者が新たなシステムを導入・運用することは可能か。	新たなシステムを導入・運用することは可能です。

番号	ページ	タイトル	質問の趣旨	回答
25	仕様書 P25	Ⅲ. 自主事業 1. イベント事業等	イベント事業にかかる施設使用料は免除か。	自主事業で実施する事業については、使用料は免除になりません。
26	仕様書 P25	Ⅲ. 自主事業 2. 飲食・物販事業	自動販売機及び喫茶施設にかかる行政財産使用料及び電気料金等光熱水費の過去実績を教示してほしい。	令和6年度決算額は2,096千円です。なお、自動販売機の設置については、使用料を免除しています。
27	仕様書 P25	Ⅲ. 自主事業 2. 飲食・物販事業	売店とは施設内のどの場所を指すのか。	資料「宇治市文化センター施設配置図」の軽食喫茶を指します。
28	仕様書 P25	Ⅲ. 自主事業 2. 飲食・物販事業	軽食喫茶室で行っている喫茶事業は、指定管理者の自主事業か。また、軽食喫茶室の行政財産使用料を教示してほしい。	自主事業です。令和6年度決算額は1,231千円です。
29	資料集 P3	3. 主要施設	主要施設に軽食喫茶室がないが、喫茶室の運営は指定管理業務に含まれないという理解で良いか。	主要施設に「軽食・喫茶」は含まれています。運営については、お見込みのとおりです。
30	資料集 P3	5. 光熱水費	文化センターの光熱水費とあるが、喫茶室の光熱水費は、この金額に含まれていないという理解でよいか。含まれている場合は、過去3年間の実績を開示いただきたい。	含まれていないという理解で正しいです。

番号	ページ	タイトル	質問の趣旨	回答
3 1	資料集 P5	6. 利用状況	R4年度と R7年度では利用料金の収納額及び免除額が大きく異なっている。その理由を教示してほしい。免除先及び免除額の具体的詳細を教示してほしい。	新型コロナウイルス感染症の影響を経て、毎年実施していた文化芸術団体の定期公演が隔年実施になり、昼夜2回公演だった商業興業が、昼公演のみに縮小されてきたことが収納額減額の原因の一つと考えられます。また、免除額の増額については、市及び市教育委員会主催事業が新型コロナウイルス感染症の影響前に戻ったことによるものと考えられます。免除額については資料集5頁をご覧ください。免除先は宇治市文化会館指定管理事業、宇治市及び宇治市教育委員会の主催事業となります。
3 2		その他	夜間利用がない際に閉館（早じまい）することはあるか。	閉館（早じまい）することはありませんが、貸館の申込み及び問合わせの受付時間は、午後7時までです。
3 3		その他	早めの閉館が可能な場合、現在の早じまいの実績を教示してほしい。（年間何日等）	宇治市文化会館条例施行規則第2条第3項に基づき、「市長が必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し」とありますので、開館時間を変更することは可能です。災害等やむを得ない事情により閉館時間を変更した実績はあります。